

障害者自立支援法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成25年3月29日

岩手県知事 達 増 拓 也

岩手県規則第8号

障害者自立支援法施行細則の一部を改正する規則

障害者自立支援法施行細則（平成18年岩手県規則第102号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p style="text-align: center;"><u>障害者自立支援法施行細則</u></p> <p>(趣旨)</p> <p>第1条 この規則は、<u>障害者自立支援法</u>（平成17年法律第123号。以下「法」という。）及び<u>障害者自立支援法施行規則</u>（平成18年厚生労働省令第19号。以下「省令」という。）の実施に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(自立支援医療の支給認定の申請等)</p> <p>第4条 省令第35条第1項に規定する申請書又は省令第45条第1項に規定する申請書は、別に定める様式による<u>自立支援医療費（育成）支給認定申請書（新規・再認定・変更）</u>又は自立支援医療費（精神通院）支給認定申請書（新規・再認定・変更）によらなければならない。</p> <p>2 省令第35条第2項第1号に規定する<u>意見書又は診断書</u>は、別に定める様式による<u>自立支援医療（育成医療）意見書、診断書（通院医療費公費負担用）</u>又は診断書（精神障害者保健福祉手帳用）によらなければならない。</p> <p>(申請内容の変更の届出)</p> <p>第5条 省令第47条第1項に規定する届出書は、別に定める様式による<u>自立支援医療受給者証等記載事項変更届（育成医療）</u>又は自立支援医療受給者証等記載事項変更届（精神通院）によらなければならない。</p>	<p style="text-align: center;"><u>障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行細則</u></p> <p>(趣旨)</p> <p>第1条 この規則は、<u>障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律</u>（平成17年法律第123号。以下「法」という。）及び<u>障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則</u>（平成18年厚生労働省令第19号。以下「省令」という。）の実施に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(自立支援医療の支給認定の申請等)</p> <p>第4条 省令第35条第1項に規定する申請書又は省令第45条第1項に規定する申請書は、別に定める様式による自立支援医療費（精神通院）支給認定申請書（新規・再認定・変更）によらなければならない。</p> <p>2 省令第35条第2項第1号に規定する診断書は、別に定める様式による診断書（<u>精神通院医療用</u>）又は診断書（精神障害者保健福祉手帳用）によらなければならない。</p> <p>(申請内容の変更の届出)</p> <p>第5条 省令第47条第1項に規定する届出書は、別に定める様式による自立支援医療受給者証等記載事項変更届（精神通院）によらなければならない。</p>
備考 改正部分は、下線の部分である。	

附 則

この規則は、平成25年4月1日から施行する。